

平成 29 年 4 月 1 日

大阪府営公園指定管理優良業務表彰方針

1. 表彰の対象（表彰要領第 4 条関係）

表彰の対象とする取組みは、個別評価項目で「S」評価を受けた取組みとする。ただし、財政的基盤を除くすべての個別評価項目で「B」又は「C」評価を受けた指定管理者は対象外とする。

2. 表彰の決定方法等（表彰要領第 5 条関係）**(1) 表彰の種類**

対象期間において、最も優れた取組みを行った指定管理者に「知事賞」を授与することとし、そのほか優れた取組みを行った指定管理者に「特別賞」を授与することができる。なお、一の指定管理者が複数の取組みで受賞すること、及び指定管理期間中に重複して受賞することを妨げない。

(2) 表彰対象の審査

- 1) 当該年度の最終の評価委員会において、土木事務所が「1. 表彰の対象」に該当する業務について、「取組みシート」などを活用して説明する。
- 2) 評価委員会は、表彰要領第 4 条各号のいずれかに該当する取組みか否かについて意見する。
- 3) 知事は、評価委員会の意見を参考にして表彰する取組みを決定する。

3. 表彰の時期及び方法（表彰要領第 6 条関係）**(1) 表彰の時期**

表彰の時期は、対象期間の翌年度の 5 月頃とする。

(2) 表彰の方法

- 1) 表彰要領第 6 条に定める表彰状（知事賞・特別賞）を授与する。
- 2) 受賞者は受賞した取組みについて、表彰式の場においてプレゼンテーションを行う。
- 3) 評価委員会委員は、受賞した取組みについて講評する。
- 4) 大阪府は、表彰結果をホームページで公表するなど広く周知するよう努める。